

それから3節の水産業費補助金ということで4,380万円。中身につきましては、ここに書いてある中身であります。これに伴う歳出は、それぞれ今、9ページとか11ページの方に出てまいります。

それで、財源の足りない部分は繰越金を充てるということで、その次のページですが19款1項1目190万円の追加ということで、一般会計繰越金を190万円充てるというものであります。

それから、21款1項2目の民生債、それから4目の農林水産業債、それから6目の土木債、それから7目の消防債、合わせて全部で6,580万円、これは全部過疎債ですけれども、一番右側の方に書いてありますそれぞれの事業に充当させるというものでございます。

それで、その次、歳出です。

9ページですが、3款2項2目子ども園費、補正額が2億3,000万円であります。今回の補正の特徴的な所は、この補正額の財源内訳ちょっと見ていただければ分かると思うんですが、ほとんどの事業が国・県の支出金、または地方債、一般財源の持ち出しがほとんど入っていないということで、これにつきましては八森地区子ども園の建築工事で2億3,000万円であります。

それから、6款2項2目林道整備費ということで2,187万円の追加であります。これは附帯事務費を、工事費の林道水の目線の改良事業の附帯事務費等を含めた予算であります。需用費が34万6,000円、それから役務費が12万6,000円、委託料が281万7,000円、使用料及び賃借料が39万7,000円、工事請負費が1,818万4,000円ということであります。

それから、6款3項2目の水産業振興費ですが3,173万円の補正であります。これも並形魚礁の設置工事に伴う附帯事務費を含めた額でございます。内訳については、ここに書いてあるとおりでありまして、工事請負費が一番大きくて3,150万円ということであります。

それから、その次のページの8款2項2目の道路新設改良費ですけれども、これにつきましては350万円の補正であります。路面性状調査委託料ということで350万円。お手元の資料の方に詳細についてはあると思います。

それから、4目の除雪費3,400万円の追加ですが、これは除雪機械を購入するというところで3,400万円充てるというものであります。

それから、最後のページ、12ページですが、9款1項4目の防災無線施設費ですが、

3,760万円の補正であります。これにつきましては、門脇議員の一般質問の中にもありましたように糠森山、それから伊勢鉢台の高台に津波の監視カメラを設置するというもので、工事請負費として3,760万円でございます。

どうか決定賜りますよう宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 1点だけ質問いたします。

12ページの津波監視カメラのことなんですが、いずれ高い位置からその津波を監視するためのカメラだというのは想像つくわけですが、どういう目的で、このカメラによってどういう活用していくのか、フォロー体制ですね、そういうことをもう少し詳しく、高い場所ですので管理する人もいない、おそらく自動で全部やるんだと思いますが、そのカメラで捉えた映像を防災なり救済に、あるいは避難にどういう形で現場で利用されていくのか、もう少し詳しく説明してください。

○議長（須藤正人君） 1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 松岡議員のご質問にお答えします。

まず、本日配付している総務課資料というこのA3版の地図をご覧になっていただきたいと思います。

ここにカメラの設置位置ということで、糠森山に1台、それから伊勢鉢台に1台ということで、海岸沿いに赤いラインと緑のラインがありますけれども、糠森山から監視できるのがこの赤いラインの方です。それから、伊勢鉢台の方は岩館第2漁港付近ですね、この緑のライン、この範囲までが監視できるという内容になっております。

このカメラの映像、これは無線によってですね、現在ある防災無線の施設を利用して町の防災無線室にあるテレビ、これに映像が映し出されます。そこに書いてあるとおりカラーで、このカメラはですね360度回転できるようになっています。それから、防塵、塵ですね、それから埃、雨、それから霧を除去できるということで、そういうタイプで非常に高性能で夜でも画像が鮮明に分かるというふうなカメラでございます。

この監視カメラはですね、いわゆる津波が来た場合にリアルタイムで海岸沿いにいる人や町民、全てこう伝達できるという利点がありますし、津波だけでなく高潮・高波、これにも利用できると。それから、運悪くまず被害があった場合、被害地区の特定、被害の状況も確認できます。それから、それによってまず救助、救助にも役立つんでは

ないかと思っておりますし、救助している間にまた津波が襲ってきた場合にもすぐに伝達できると、そういう利点があるということで、今回多額の費用をかけてやるわけですが、95%、国と県の補助ということで実施したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 当然災害の時はもうほとんど電源がなくなるわけで、その電源だとか、いろんな、何重にも、今回の災害で予防対策といいますか、そのフォローは何重にもしなければならないことは我々痛感したわけで、例えば電源切れれば自家発電があるでねえかと、その程度では私はこれからの災害は簡単にはもう防げないし、その対応できないのではないかなというふうに思うわけで、その辺を、もちろん国・県の補助だとすれば、向こうからまたいろんなそういう意味での指導もあると思われるんですが、とりあえずまず非常用電源、もちろん山のカメラの電源もそうですが、防災無線も電源をちゃんと確保してないと、せめて二重くらいには確保できる体制をとらないと、私、この高級なカメラが役に立たない可能性ありますので、その辺をもう少しお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えします。

停電時の電源ということでありましてけれども、カメラ自体もですね停電の際には自家発電機で動くようになっております。ただ、それ以上の電源を確保するというのは今のところちょっと難しいのかなと思っております。それで電源は、自家発電機はですね岩館の方、その伊勢鉢台、そちらの方だけに設置します。糠森山にあるのは、今ある自家発電機を利用させてもらうということになります。もちろん役場は自家発電機ありますので停電になっても受信できるというふうになっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 9ページの統合子ども園の建築工事の入札に関わる件で、担当課長にお尋ねいたします。

先日の予算特別委員会で、この子ども園の入札は6分割して分離発注するという説明でありました。非常に結構なことだと思いますが、しかしですね、八森小学校の統合に伴う増改築工事においてはですね、電気工事を主体工事にくっつけて一緒に入札を行ったわけです。その時、私が工事費の規模等からいって分離発注するべきではないかと、

こう申したんですが、当時の担当課長は、建築工事と電気工事は工事一緒に進めなければならないから、主体工事に含めて入札を行うという説明でありました。そこで私は、だとすれば給排水設備も含めて入札に付すべきではないかなと、こう申したんですが、明確な説明がございませんでした。それで今回は、その工事額が統合小学校よりも額が低いにもかかわらず今回は分離して発注するということですので、何か場当たりの一貫性がないように私には感じられます。この入札のあり方についてですね、納得できるようなご説明を担当の課長からお願いします。

- 議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

八小の件について柴田議員から今ご指摘ございましたけれども、それも含めながら、まだ最終的に今おっしゃったような形で、これでいくということで最終決定ではありませんので、ちょっとそこら辺ですね精査をしながら納得できるようなそういう方向で入札に付したいと思いますので、もう少し検討をさせてください。

- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） 工事額が大きくなれば、どうして分離して入札に付すかということですね、なるべく多くの業者から入札に参加いただいて工事費を安く抑えることができると考えられているからであります。逆に工事額が小さい場合はですね分離発注をすれば、逆に入札に係る費用の方が割増、割高になってしまう場合が往々にしてありますので、それで一括して入札に付すというのが、考えが一般的であります。自治体によりましてはですね、工事額が小さくても地域の業者の育成だとか広く地元の業者さんに仕事が行き渡るといふ考えのもとで分離発注している例もございます。なぜこんな一貫性のないことが起こるかといいますとですね、基準額をおそらく定めてないせいだと思うんですよね。1,000万円、主体工事に関わらない部分に関しては、用地の造成工事だとか外構工事、それから備品購入だとかそういうのは主体工事と一緒に作業を進めなくてもいいんですね、分離発注するというのが一般的でありますけれども、主体工事と同時平行で進めなければならない工事、電気工事だとか給排水設備工事、空調工事などはその例だと思うんですが、そういう場合ですね、ある程度基準額を決めて、1,000万円以上であれば分離発注するとか、1,000万円以下であればひっくるめて一括で入札を行うとかいうその基準を町の方で定めてないから、こういう場当たりの対応になるんだろうと思うんです。だからその考え方、ちゃんとやっぱり定めておくべきだろうと私は思うんですが、

今一度、町長の考えをお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

対象になる建築物というのは、その時の状況によってももちろん総額も違いますし、それからまた、いろんな工事内容、建物の構造上の問題とか、あるいはまた設備をどのようにするとか、その時によって建物の状況というのはかなりいろいろな形で違ってきます。したがって、柴田議員が言われるように金額だけで一律にこれでいくというのがいいのか、あるいは、その事業によって経費的にはどうなのか、あるいはまた工期はどうなのか、それから、そういう工程の中でどういうふうな発注の仕方をした方が能率的なのかなど様々考えていかなきゃならないのは、やっぱりその事業事業によってですね多少はやっぱり違ってきますので、一律にただ基準だけで何千万円以上はこうだというやり方もまたなかなかとれない要素もありますので、いずれ今ご指摘されたように、ある程度こういう理由によってこういうふうな工種、やり方をとったよということをしてですね分かっていただけるようなそういうものについて検討していきたいというふうに思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 監視カメラのことで聞きたいんですが、津波という名前ついている限り、津波だろうと、監視するんだらうと思いますが、地震来なければ津波も起こらないわけですね。そうではなくてですね、普段これ海面を見るわけですから、例えば漁業者の安全監視という観点で使い方、運用の仕方をしてもらえればいいのかなど。例えばですね、夏場であればカキとりが沿岸で、船外機出してるわけですね。それから、ハタハタの時期になると漁港付近で船外機が往来すると。度々、度々と言っちゃ問題ありますが、たまに海難事故等があって、ひっくり返ったりですね行方不明に遭ったりするわけですよ。ですから、季節季節にカメラの向き、向きの位置を、これをちゃんと決めてですね、そういうふうな運用を図ってもらいたいと。それと、そのために常時何日か、1カ月程度バックアップをとっておいてもらわないとですね、実際にいなくなった時、ひっくり返って行方不明になった時、何が原因であったのか、どこでその船がひっくり返ったのかということも調べることができるのでですね、そういうふうな扱い方をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 9番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えします。

このカメラは24時間稼働しています。それで、もちろん録画も可能です。録画。ただ、長い時間録画すると画質がかなり落ちるんですけども、録画も可能なので、常に回転させて監視するつもりですので、そういう漁業者の安全監視とか遭難した場合のですね役にも立つのではないかと思います。常に24時間監視しているということですので。365度なので、グルッと全部見れます。なので、あんまり陸の方には向けてはまずい点もあるんですが、なるべく海の方だけを監視できるようにしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休 憩

.....  
午前 11 時 04 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時12分、再開します。

午前 11 時 04 分 休 憩

.....  
午前 11 時 12 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、議案第50号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第50号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字立石23番地

氏 名 山内安久（昭和15年3月7日生）

平成25年3月15日提出であります。

提案理由でございますけれども、八峰町教育委員会委員の山内安久氏が平成25年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

継続して頑張っていたきたいので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第50号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決しました。  
議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）

○議長（須藤正人君） 休憩します。  
午前11時14分 休 憩

.....  
午前11時15分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、議長を含め14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(須藤正人君) 申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(須藤正人君) 異常ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(須藤正人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほどの指名いたしました3名の方、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(須藤正人君) 投票の結果をご報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成13、反対ゼロ。

以上とおり賛成が多数であります。したがって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)



○議長（須藤正人君） 日程第18、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月7日に委員会付託となっておりましたので、産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。門脇産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（門脇直樹君） 産業建設常任委員会委員長の門脇でございます。

今定例会の2日目に当常任委員会に付託された、秋田県春闘共闘懇談会、秋田県労働組合総連合から提出された、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書の取り扱いについて、3月11日の産業建設常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案については、これまでも幾度となく提出され、当議会でも採択した経緯がありますが、最低賃金を引き上げると地元の中小企業にも大きな影響が出るという懸念材料となっていました。今陳情では中小企業支援を視野に入れた内容となっていることから、よって、全会一致で採択すべきものと意見の一致を見たところであります。

以上のとおりご報告しますので、宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19、発議第8号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） お手元の陳情書の綴りをご覧ください。3ページです。

発議第8号

平成25年3月19日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	門脇直樹
賛成者	同上	佐藤克實
〃	〃	柴田正高
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	鈴木一彦

最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める  
意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（須藤正人君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第20、陳情第2号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月7日に委員会付託となっておりましたので、産業建設常任委員会

委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。門協産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（門協直樹君） 産業建設常任委員会委員長の門協でございます。

本定例会の2日目に当常任委員会に付託された、日本労働者協同組合連合会から提出された、陳情第2号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書の取り扱いについて、3月11日の産業建設常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案の趣旨は、働く意思のある者が協同で事業を行うために出資し、これらの者が協同で経営を管理し、物を生産し、またはサービスを提供する、いわゆる協同労働の組織に法人格を与えてほしいというもので、我が国にはこの法制度がまだありません。

先般の東日本大震災後の復興では、各地でNPOやボランティア団体が様々なコミュニティ事業をこうした形で進めているようであり、法人格を持つことで入札への参加ができ、さらに被災地の復興や若者の社会参加に道を開くなどの期待があり、県議会でも採択し、国会でも議員連盟が立ち上がるなどの流れの中にあります。

よって、全会一致で採択すべきものと意見の一致を見たところであります。

以上のおりご報告しますので、宜しく願います。

○議長（須藤正人君） これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21、発議第9号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 最後の出番となりましたけども、同じく陳情書の綴りの8ページご覧ください。

発議第9号

平成25年3月19日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	門脇直樹
賛成者	同上	佐藤克實
〃	〃	柴田正高
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	鈴木一彦

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める  
意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由です。「陳情第2号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（須藤正人君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出がありま

す。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成25年3月8峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

---

午前11時30分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 11番 阿部 栄 悦

同 署名議員 12番 鈴木 一 彦

同 署名議員 13番 芦崎 達 美